

令和8年度群馬地方最低賃金審議会等に対する要請書の提出について

今年度の群馬県の最低賃金改定について、群馬地方最低賃金審議会における議論が始まるにあたり、群馬県の経済実態等を踏まえた最低賃金額の検討及び最低賃金の早期発効について議論されるよう、次のとおり要請を行います。

なお、この情報提供は、要請当日の取材に関して事前にお知らせするものです。

1 日 時

令和8年7月1日（水） 15：30～15：45

2 場 所

前橋地方合同庁舎 7階会議室（前橋市大手町2丁目3-1）

3 要請先

群馬地方最低賃金審議会会長、群馬労働局長

4 要請者

群馬県副知事 大塚 康裕（知事代理）

5 取材について

- ・当日の取材を御希望の場合は、7月1日（水）12時までに、次の連絡先へ事前にお申し込みください。
（連絡先）労働政策課労働政策係
電話：027-226-3402（県庁内線：3402）
- ・取材を申し込まれた方は、7月1日（水）15時20分までに、上記2の前橋地方合同庁舎 7階会議室へお越しくください。
- ・要請書の写しを当日会場にて配布します。